

小・中学校における通学の負担軽減策について

「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果」を踏まえて、小・中学校における長時間・長距離の通学の負担軽減策に関して下記のとおり整理しました。

負担軽減策	概要	導入にあたっての検討事項
住所から近い場所にある学校への通学を認める	<p>就学指定校より住所から近い学校がある場合に、近い学校への通学を認めるものです。</p> <p>【町田市の現状】 通学区域緩和制度によって住所から近い場所にある学校への通学を認めています。</p>	導入済み
公共交通機関（バスなど）の利用を認める	<p>バスなど公共交通機関を利用した通学を認めるものです。</p> <p>【町田市の現状】 学校長の許可の下、公共交通機関の利用を認めています。 ※通学距離が小学校では1.5km以上、中学校では2.0km以上の場合等において就学指定校へ公共交通機関を利用して通学している場合に、通学定期代金の一部を補助しています。</p>	導入済み
スクールバスを運行する	<p>児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するものです。</p> <p>【町田市の現状】 未導入</p>	<p>①運行形態（直営・運行委託）、運行管理（居住地・人数等に応じた運行ルート・スケジュール設定）の検討 ②スクールバスが通行できる道路幅、停留・保管できるスペースの確保</p>
自転車の利用を認める	<p>自転車を利用した通学を認めるものです。</p> <p>【町田市の現状】 原則認めていません。 ※ただし、通学距離が長く公共交通機関がない場合に、学校長の許可の下、利用を認めている場合があります。</p>	<p>①学校敷地内に駐輪場整備 ②車道通行等における安全対策 ③家庭で自転車の購入負担の発生</p>
家族などによる自家用車等での送迎を認める	<p>家族などによる自家用車等での学校までの送迎を認めるものです。</p> <p>【町田市の現状】 原則認めていません。 ※ただし、特別支援学級に在籍している児童・生徒については、学校長の許可の下、利用を認めている場合があります。</p>	<p>①車が停留できるスペース等の確保 ②学校周辺での交通混雑の発生、事故等のリスクの増加への対応</p>